

金融再生委員会委員長 柳沢 伯夫 殿

当株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第40条第1項に基づき、預金保険機構が取得した特別公的管理銀行である株式会社日本長期信用銀行の株式の平成10年10月28日公告時における対価の額を別添のように下記のとおりと決定したので、報告する。

記

- (1) 取得普通株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (2) 取得第二回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。

平成11年3月30日

株 価 算 定 委 員 会

委 員 長	落 合 誠 一
委員長代理	筒 井 義 郎
委 員	石 井 清 之
委 員	大 橋 正 春
委 員	福 間 年 勝

# (株)日本長期信用銀行に係る取得株式の対価算定の概要

平成 11 年 3 月 3 0 日

(注)本資料は株価算定委員会の同日付けの「株式会社日本長期信用銀行に係る取得株式の対価について」の概要を金融再生委員会事務局においてまとめたものである。

## I 算定結果(取得株式の対価の額)

- 1 取得普通株式の対価の額 0 円
- 2 取得第二回優先株式の対価の額 0 円

## II 算定理由

### 1 算定基準

公告時において長銀を清算するものとして、すべての資産及び負債を評価した(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 40 条、同法施行規則第 17 条)。

### 2 主な資産に係る評価基準

#### (1) 貸出金等与信関連資産

金融再生委員会が行った資産判定の結果を踏まえ、回収可能性を考慮して下記のとおりに評価する。

長銀による保有は適当とされた資産	長銀による保有は不適当とされた資産
原則として債務者区分毎に、過去の一年当たり貸倒実績率と対象債権の平均残存年数をもって算定した額を控除した額	正常先債権及び要注意先債権は担保等で保全されていない額の 50%を控除した額 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権は担保等で保全される額

(注)貸出金等与信関連資産とは、貸出金並びに貸出金と同様に債務者区分等の自己査定の対象となる外国為替、貸付有価証券、未収収益、仮払金・未収金及び支払承諾見返をいう。

(注)貸倒引当金、特定債務者引当金、債権売却損失引当金は貸出金等与信関連資産の控除項目とした。

(2) 有価証券

区分	評価基準
① 時価及び時価相当額があるもの	時価及び時価相当額
② ①以外のうち長銀が貸出を行っている者	貸出金の評価方法に準じて評価
③ ①以外のうち長銀が貸出を行っていない者	原則として、 株式は純資産額 債券は額面額 その他は処分可能見込額等

(3) その他の資産項目

- ① 原則として、時価又は処分可能見込額等の把握が可能なものは当該価額をもって評価額とし、それ以外の場合は帳簿価額をもって評価額とした。但し、帳簿価額による場合においても対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定した。
- ② その他の資産項目のうちで帳簿価額と評価額の間で大きな異動があるものは、以下のとおりである。

イ 金銭の信託

- ロ その他資産の仮払金中の仮払税金(住専処理に関する更正処分に係るもので現在係争中のもの関連)

(4) その他の主な留意事項

- ① デリバティブ取引のうち、時価会計が導入されている特定取引勘定分については、負債も含め、時価評価する一方、銀行勘定分については時価評価していない。
- ② 税効果会計及び営業権については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

### 3 主な負債に係る評価基準

#### (1) 債券

帳簿価額から、債券発行差金を控除した金額をもって評価額とする。

#### (2) その他の負債項目

原則として、帳簿価額をもって評価額とする。

### 4 純資産額の計算と取得株式対価の算定

(1) 以上の評価基準を前提として、公告時において長銀が有する純資産額を算定すれば、 $\Delta 2,653,533$  百万円であり、長銀は債務超過の状態にあったことになる。

なお、上記純資産額に影響を与え得る主な項目としては以下のものがあるが、これらを考慮しても長銀が公告時に債務超過であった事実には変わりがない。

- ① いわゆる関連会社に対する貸出金等与信関連資産については、貸出金額に比し担保等による保全額が小さい一方、長銀以外の大口債権者が少ないことから、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る。
- ② 長銀は海外業務からの全面撤退を表明しており、当該撤退に係る損失が別途発生するものと考えられる。
- ③ 海外資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等を考慮すると、評価額が下がることも考えられる。
- ④ 住専処理に関する更正処分に係る訴訟に長銀が勝訴した場合には、仮払税金が返還される。
- ⑤ ヘッジ手段であるデリバティブ取引(銀行勘定)についてのみ評価損益を考慮して算定するとすれば評価益が認識される。

(2) 以上の結果、取得普通株式及び取得第二回優先株式のそれぞれの 1 株当たりの対価の額を 0 円と算定した。

(別添1)

長銀の公告時のすべての資産及び負債の評価額並びに純資産額は、以下のとおりである。

(単位；百万円)

科目	金額	科目	金額
貸出金等与信関連資産	12,509,965	債券	8,703,670
外国為替	30,530	預金	2,719,457
有価証券	2,874,604	譲渡性預金	243,329
金銭の信託	112,346	借入金	4,297,958
特定取引資産	1,506,099	特定取引負債	1,187,132
買入金銭債権	166,282	売渡手形	474,400
コールローン	1,506,567	コールマネー	2,289,819
現金預け金	669,595	外国為替	286
その他資産	869,950	その他負債	2,056,897
動産不動産	63,935	退職給与債務	25,804
		支払承諾	965,154
資産合計	20,309,873	負債合計	22,963,406
		純資産額	△2,653,533

(別添 2)

継続企業の前提で算出された中間貸借対照表の純資産額と公告時の純資産額(清算価額ベース)との異動は以下のとおりである。

(単位 ; 百万円)

項目	金額	備考
9/30 純資産額	157,319	
10/1~10/27 の利益	△328	
継続企業の前提による 10 月 27 日現在の純資産額	156,991	*1
貸出金等与信関連資産	△2,055,887	
有価証券	△557,016	
金銭の信託	△18,077	
買入金銭債権	△8,835	
その他資産	△157,176	
動産不動産	△9,913	
債券繰延資産	△501	
その他負債	△2,420	
退職給与債務	△699	
清算価額への修正額合計	△2,810,524	*2
公告時純資産額	△2,653,533	*3

\*1 : 継続企業を前提とした計数であり、9 月 30 日の中間貸借対照表に 10 月の 27 日間の損益を加減算したものである。

\*2 : 株価算定上、継続企業の前提で作成されている数値を清算価額に修正するための計数である。

\*3 : \*1、\*2 を勘案した結果としての清算価額ベースの純資産額である。

平成10年12月13日  
金融監督庁検査部日本債券信用銀行の検査結果について1. 検査基準日：平成10年3月31日2. 総資産査定結果

<u>I分類</u> （II分類、III分類及びIV分類としない資産）	<u>8兆 9,125億円</u>
<u>II分類</u> （個別に適切なリスク管理を要する資産）	<u>2兆 3,077億円</u>
<u>III分類</u> （最終の回収に重大な懸念が存する資産）	<u>1兆 3,110億円</u>
<u>IV分類</u> （回収不可能又は無価値と判定される資産）	<u>1,277億円</u>
総資産	12兆 6,590億円

3. 自己資本の状況

自己資本額	4,671億円
要追加償却・引当見込額	▲ 5,615億円
<u>計</u>	<u>▲ 944億円</u>
<u>含み損益</u>	<u>▲ 1,803億円</u>
（うち有価証券等）	▲ 1,841億円

- (注) 1. 要追加償却・引当見込額は、当局査定に当行の償却・引当基準を適用して算出したもの。  
2. 億円未満切り捨て。

総資産の査定結果（10年3月期）

（単位：億円）

	分類状況				総資産
	I	II	III	IV	
当局査定 (a)	89,125	23,077	13,110	1,277	126,590
自己査定 (b)	94,488	26,170	5,931	—	126,590
(a) - (b)	▲ 5,363	▲ 3,092	7,178	1,277	—

（注）億円未満切り捨て。

資料7 - 4 - 14 日本債券信用銀行に対する過去3回の資産査定状況

資産分類区分	検査基準日	平成10年3月31日	平成9年4月15日	平成5年8月16日
分類(分類、分類及び分類としない資産)		8兆9,125億円	10兆6,752億円	14兆569億円
分類(個別に適切なリスク管理を要する資産)		2兆3,077億円	2兆4,180億円	2兆1,299億円
分類(最終の回収に重大な懸念が存する資産)		1兆3,110億円	1兆1,212億円	1,536億円
分類(回収不可能又は無価値と判定される資産)		1,277億円	589億円	551億円

(注) 億円未満切り捨て

\* 平成11年1月29日 国会提出(衆議院・予算委員会、提出時の表題：日本債券信用銀行に対する資産査定状況)

内閣総理大臣の談話 ———— 日本債券信用銀行について ————

平成十年十二月十三日

一・日本債券信用銀行については、今般の金融監督庁検査により、本年三月末時点で債務超過となると見込まれ、金融監督庁は、同行に対し、債務超過を解消するため採り得る資本充実策等について、逐次報告を求めてきたところであるが、検査結果通知から一か月近くが経過しようとする中で、同行より実現性のある資本充実策が提示されないまま今日に至った。

二・金融再生委員会の設立までの間、同委員会の権限を代行する内閣総理大臣としては、こうした状況を踏まえ、本日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法第三十六条に基づく特別公的管理の開始の決定を行い、併せて、同法第三十八条に基づき、預金保険機構による特別公的管理銀行の株式の取得の決定を行ったところである。

三・今般の特別公的管理の開始の決定後も、日債銀は、基本的には、従来通り、通常の業務運営を行うことになるが、金融再生法上の特別公的管理銀行として、例えば、新経営陣の選任業務基準及び経営合理化計画の策定及びその承認、取得株式の対価の決定等、所要の手続きが進められていくことになる。また、特別公的管理の開始決定と同時に、資産劣化防止の観点から、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第二十六条に基づく業務改善命令を発した

ところであり、日債銀においては、新経営陣の就任前であっても、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。

四・今後、日債銀に対しては、金融再生法に基づき、預金保険機構が業務に必要な資金の貸付けや特例資金援助を行うことになっており、この結果、日債銀の預金、金融債、インターバンク取引、デリバティブ取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

五・政府としては、今後とも、預金者等の保護と信用秩序の維持、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

### 金融監督庁長官談話

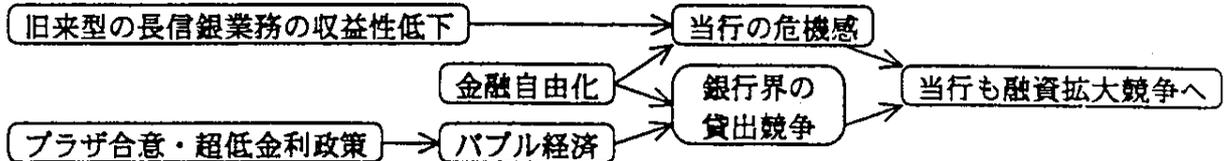
- 1 . 本日、内閣総理大臣は、日本債券信用銀行について、当庁の検査結果等を踏まえ、必要な手続を経て、金融再生法第 36 条に基づく特別公的管理の開始の決定等を行った。
- 2 . 日債銀の業務運営については、今後も従来通り行われることになるが、資産劣化防止の観点から、特別公的管理の開始の決定と同時に、当庁より同行に対し、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令を発出した。日債銀においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
- 3 . 当庁としては、今般の特別公的管理の決定が年末の金融繁忙期と重なったことをも踏まえ、金融システム不安や信用収縮が再燃することのないよう、大蔵省等の関係省庁や日本銀行とも協力して、必要な対応をとることとする。
- 4 . また、当庁としては、今般の日債銀に関する決定の内容等が、内外の市場関係者に正確に理解されるよう、大蔵省、日本銀行とも協力して、海外の関係当局に十分な説明を行うなどの努力を行っていきたいと考えている。
- 5 . 今後とも、当庁としては、我が国金融システムの早期健全化のため、検査、モニタリングの強化と早期是正措置の厳正な運用などの監督権限の適切な行使を通じ、個々の金融機関の経営の健全化を図り、もって預金者等の保護と信用秩序の維持や、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

### 「特別公的管理の開始決定が行われる状況に至った経緯」 骨子

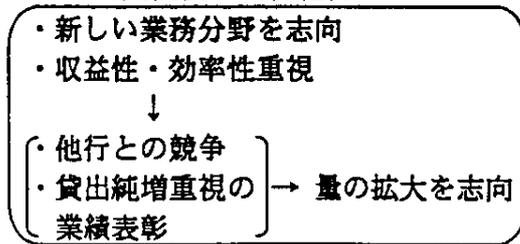
#### 1. はじめに

#### 2. 経営悪化の原因

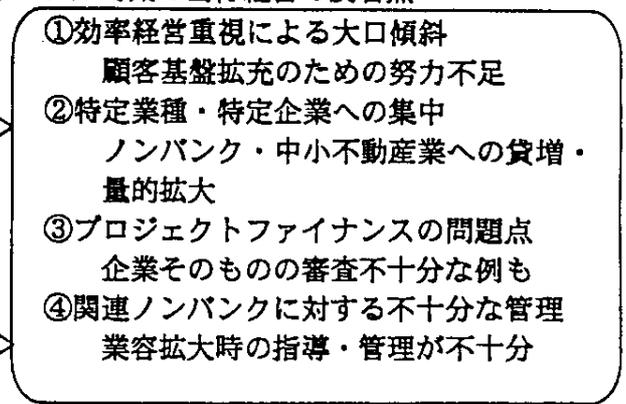
##### (1) バブル時期前後の当行の経営環境



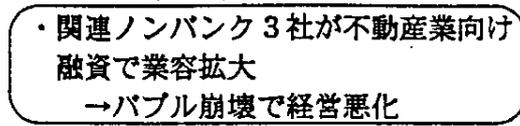
##### (2) バブル時期前後の当行経営



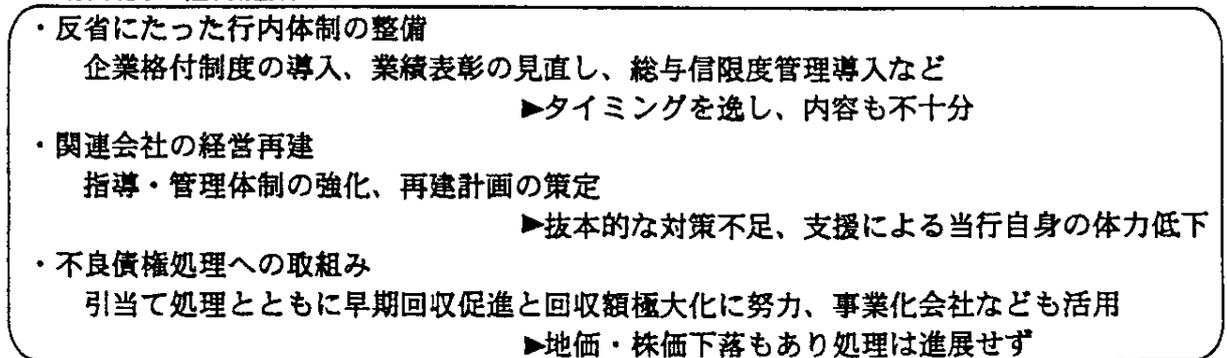
##### (4) バブル時期の当行経営の反省点



##### (3) グループ会社の不良債権拡大

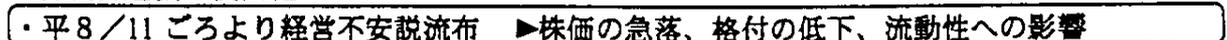


#### 3. バブル崩壊後の経営施策

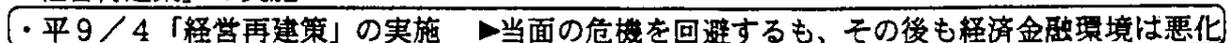


#### 4. 当行経営危機の表面化と「経営再建策」

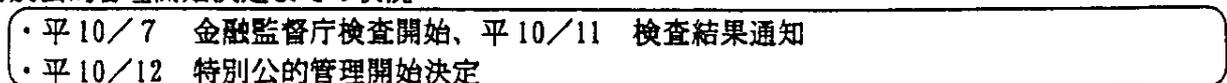
##### (1) 当行経営危機の表面化



##### (2) 「経営再建策」の実施



#### 5. 特別公的管理開始決定までの状況



## 「業務および財産の状況」 骨子

## 1. 与信業務

- ・BIS規制実施後は、収益力に重点をおき資産をコントロールする運営に転換。
- ・近時は、調達量が純減する中、貸出資産についても流動化を含めた圧縮運営へ。
- ・今後は、金融再生法の趣旨を尊重し、善意かつ健全な借り手の保護を目的とし、善良な顧客基盤と貸出資産の維持、質的向上に努力。

## 【貸出金残高推移】

(億円)

	平8/3	平9/3	平10/3	平10/9
貸出金	100,717	90,804	77,818	75,960

## 2. 資金調達業務

- ・平成9年4月前後より金融債の消化が激減。
- ・全行一丸となった努力で預金調達が比重を高め、不十分ながら相応の調達量を確保。
- ・今後は、顧客基盤の維持・拡充に努めて調達力の安定・強化を図る。

## 【債券・預金・譲渡性預金残高推移】

(億円)

	平8/3	平9/3	平10/3	平10/9
債券	95,944	83,357	53,461	43,829
預金・譲渡性預金	34,401	25,315	21,356	24,216

## 3. 海外業務

- ・平成9年4月の「経営再建策」に基き、全営業支店、海外現地法人の廃止を実施済。
- ・海外資産についても一部を除いてほぼ処理が完了。

## 【海外営業支店推移】

	平9/3	平10/3	平10/9
海外営業支店数	5	0	0

## 4. 店舗等の固定資産

- ・全営業店舗とグラウンド等厚生施設を売却済。
- ・必要最低限の集合住宅等を残して原則として全て売却する計画。

## 【店舗等の固定資産処分実績推移】

	7年度	8年度	9年度	10年度
店舗	0	9	0	0
社宅・寮	8	7	3	3
厚生施設	1	2	0	2
合計	9	18	3	5

## 5. 不良債権の処理

- ・金融再生委による資産判定を受け、不良資産の整理回収機構への売却等の処理を通じて、資産の健全化と財務体質の改善を図る。

## 経営合理化計画の概要

### I. 経営合理化計画の目的

#### 1. 特別公的管理の早期終了

当行は、金融再生法の趣旨を踏まえて、適切かつ効果的に経営を行うとともに金融機能の円滑な運営を図り、当行の企業価値を維持向上させることで、特別公的管理の早期終了を目指します。なお、当行の譲渡先選定を早期かつ円滑に実施すると同時に、選定の公平性と透明性を確保するため、ファイナンシャルアドバイザーを活用します。

#### 2. 経営体質の強化と企業価値の維持向上

当行は、金融再生委員会の定める資産判定基準に基づいて不良資産を整理回収機構に売却し、資産内容の健全化を図ることで、市場や取引先からの信頼を回復し、金融機能の健全化、安定化に資するよう努めてまいります。また、より一層効率的な銀行経営を目指して徹底した合理化を実施し、経営体質の強化に努めます。

#### 3. 公的負担の極小化

当行は、資産の健全化と徹底した合理化に努めるとともに、競争力のある業務を一層強化し、健全な顧客基盤を維持することにより、企業価値の維持向上に努め、特別公的管理の早期終了並びに公的負担の極小化を目指します。

#### 4. 責任追及体制の確立

当行が特別公的管理に至る状況となった原因を明確にするため「内部調査委員会」を設置し、旧経営陣等の責任について調査を行います。

### II. 業務運営方針

#### 1. 基本方針

各種法令を遵守し厳正な業務運営に努めるとともに、金融再生法の趣旨を踏まえて、善意かつ健全な顧客との取引の継続・拡大に充分配慮しつつ、資産内容の健全化に努め、当行の企業価値の維持向上を目指してまいります。

与信業務、資金調達業務、マーケット業務等の具体的な運営にあたっては、金融再生法第48条により別途定める「業務運営基準」（骨子は別紙参考資料参照）に規定するとともに、必要に応じ「業務監査委員会」に諮った上で、適切性と透明性を確保してまいります。

## 2. 業務監査委員会の設置

特別公的管理期間中の当行業務を公正かつ効率的に運営するとともに、意思決定の透明性確保のため、外部より招聘しております監査役を含めたメンバーによる「業務監査委員会」を設置し、2月3日より開始致しております。本委員会は、投融資業務及び資産処分等について、金融再生法の趣旨を踏まえて、適切に業務が遂行されているかを監査することを目的とします。

## Ⅲ. 経営合理化策

### 1. 基本方針

当行は、平成9年4月1日に抜本的なリストラ策である経営再建策（以下「再建策」という）を発表し、着実に実施致してまいりましたが、今般の特別公的管理の開始決定に至った事態を真摯に受け止め、さらなる合理化の徹底を図ってまいります。

### 2. 経営責任の明確化

#### (1) 前経営陣の辞任

特別公的管理の開始決定を受ける時点の取締役及び監査役につきましては、既に平成10年12月25日までに全員辞任しております。

#### (2) 役員退職慰労金の支給取りやめ

上記により退職した前役員に対する退職慰労金については、今後とも支給は一切行わない方針です。

#### (3) 旧経営陣に対する退職慰労金返還の要請

特別公的管理に至ったことに鑑み、公的コストの極小化を図ることを目的に、平成元年以降退任した故人を除く取締役のうち、代表権を有していた取締役（16名）に対し、退職慰労金の自主的な返還を要請致します。

### 3. 人員及び人件費の大幅削減

#### (1) 人員の4割削減

行員数については、「再建策」において計画策定時の行員数 2,900 名の約 2 割、600 名を平成 10 年 3 月末迄に削減する計画でしたが、平成 10 年 3 月末で 2,259 名、同年 9 月末で 2,160 名と、計画を上回る実績で推移いたしております。今般、これをさらに進め、早期にピーク（平成 5 年）比 4 割強削減し、1,800 名体制を目指します。

#### (2) 人件費の大幅削減

当行は、「再建策」に基づき、平成 9 年 6 月より管理職層行員の給与カット、役職手当の全廃、並びに行員の賞与大幅カット（従前比 53% の支給）等を実施しており、行員の年収は 10～30% 程度減少しております。今後さらなる賞与カットを含めた削減のための努力を重ね、人件費総額をピーク（平成 8 年 3 月期）時のおよそ半減を目標として削減を図ってまいります。

### 4. 経費の大幅削減

当行の人件費、物件費等を合わせた営業経費は、ピーク（平成 8 年 3 月期）比約 220 億円削減し年間 430 億円を目標として運営してまいります。人員減による経費削減効果と、賃料・店舗の見直し、本店スペースの削減を実施するとともに冷暖房の抑制運営、電灯の間引き等水道光熱費の節約の徹底、文具類のリサイクルの推進等、考えられるすべての経費削減策を実施し、営業経費の大幅削減を目指します。

### 5. 営業拠点の見直し

営業拠点の見直しにつきましては、国内においては既に 3 店舗（神田、新橋、青山）を廃止しており、海外においては、「再建策」にうたわれた海外拠点からの撤退方針に基き、全営業支店、海外現地法人の廃止を実施しております。今後は、業務展開上の必要性、採算性等考慮しつつ、引き続き統廃合を含む徹底した見直しを行ってまいります。

### 6. 組織のスリム化

本部組織につきましては、「再建策」に基づき、平成 9 年 9 月に 3 割削減し、32 部室といたしましたが、今後につきましても顧客の利便性を損なわない範囲で本部・本店の組織を大幅にスリム化することにより、業務の効率化の徹底を図ってまいります。

#### 7. 関係会社の整理・統廃合

関係会社につきましては、当該企業の事業の必要性、収益性、将来性等を勘案の上、適切な見直しを行います。

当行の企業価値の維持・向上のため今後も必要な先については、効率化を図る中で適切な強化策を講じる一方、不採算業務については徹底した整理・統廃合を進めてまいります。

#### 8. 保有資産の処分

保有資産の処分につきましては、全営業店舗とグラウンド等厚生施設を売却済みであり、その他社宅やゴルフ会員権も順次売却しております。保有資産は必要最低限の集合住宅等を残して原則として全て売却する計画であり、厚生施設も第三者に売却できる物件は全て売却をいたします。

#### 9. 不良債権の処理

特別公的管理期間中は、善意かつ健全な借り手の業務運営に支障なきよう十分に配慮しつつ、金融再生委員会が定める「資産判定基準」に則り、当行が保有することが適当でないと判定された資産については、整理回収機構への売却等の処理を行うことにより資産の健全化を図り、顧客・市場からの信頼回復を目指してまいります。

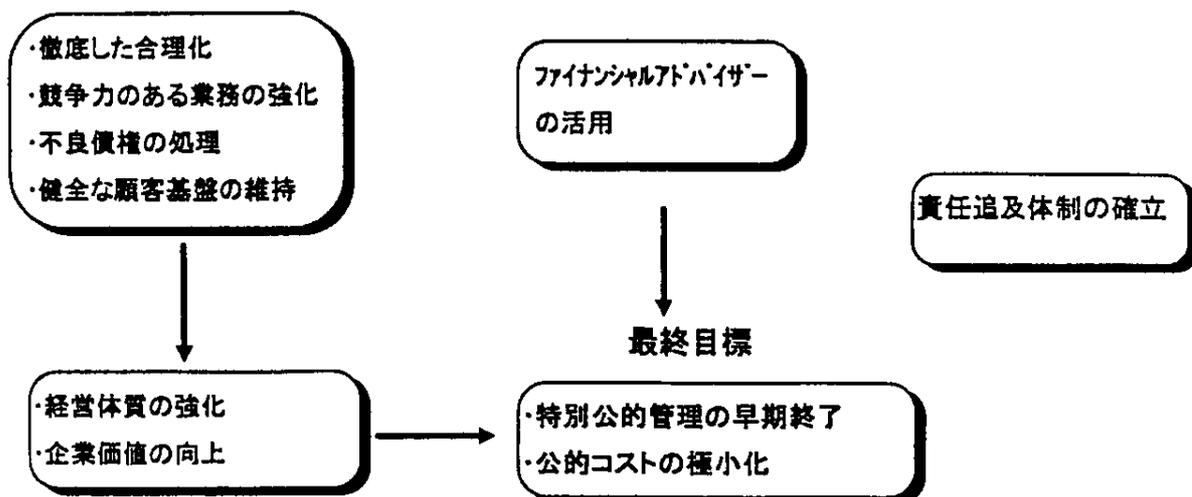
### IV. 内部調査委員会の設置

当行が特別公的管理に至る状況になった経緯を解明するとともに、金融再生法第50条に定められた旧経営陣等の責任を調査し取締役会、監査役会に報告することを目的として、さる1月27日に内部調査委員会を設置いたしました。

内部調査委員会は、日本弁護士連合会より推薦を受けた弁護士4名、日本公認会計士協会より推薦を受けた公認会計士1名を委員とした経営直轄の独立した委員会であり、本年4月までを目処に調査活動を行ってまいります。

# 経営合理化計画骨子

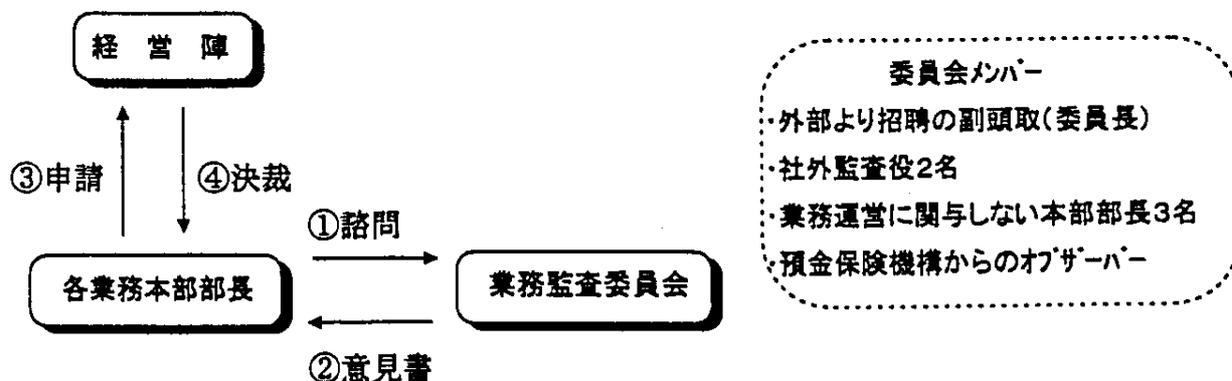
## 1. 経営合理化計画の目的



## 2. 業務監査委員会の設置

目的： 特別公的管理銀行として、投融資業務及び資産処分等について、適切に遂行されているかを監査

構成図：



### 3. 経営合理化策

経営合理化については、特別公的管理に至った事態を真摯に受け止め、さらなる合理化の徹底を図る

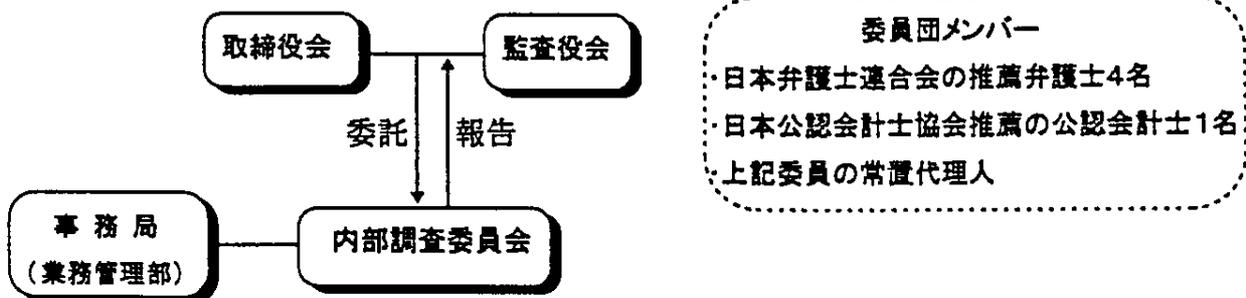
- ・人員の4割削減 (ピーク比4割強削減、1,800名体制へ)
- ・人件費の大幅削減 (ピーク平成8年3月期(約300億円)比半減)
- ・営業経費の大幅削減 (ピーク平成8年3月期(約650億円)比約220億円削減し430億円を目標)
- ・組織のスリム化 (本部、本店営業部の統廃合)
- ・関係会社の整理、統廃合
- ・保有資産の処分 (全営業店舗とグラウンド等厚生施設売却済。必要最低限の集合住宅等を除き保有資産は全て売却)

	ピーク時 実績	平成9年3月期 実績	平成10年3月期 実績	平成11年3月期 見込	最終目標
従業員数(人)	3,086 (平成5年4月末)	2,769	2,259	2,090	1,800
営業経費(億円)	647 (平成8年3月期)	614	541	515	430
営業拠点数	26 (平成5年3月期)	23	18	18	統廃合推進
店舗・社宅等処分数	-	18	3	5	原則全て売却

### 4. 内部調査委員会の設置

目的： 旧経営陣等の民事上や刑事上の告訴、告発の必要性や妥当性につき、取締役会、監査役会に報告

構成図：



# 業務運営基準骨子

## 1. 国内与信業務

「善意かつ健全な借り手」に対する保護を目的に、優良な顧客基盤と貸出資産の維持・質的向上を図るとともに、資産の実質的な収益性の確保並びに当行ローンポートフォリオ全体の改善を目指す。

また、当行との取引の付加価値を維持し、顧客からの信頼回復と、顧客にとっての当行との取引意義の確保に資するべく、企業財務・事業戦略に関する提案、各種情報提供等にも継続して取り組む。

①債務者区分別 与信方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正常先は信用力や案件の妥当性等を十分に審査し対応。</li> <li>・要注意先は資産判定基準に基づき、債務者の債務履行状況及び財務内容の健全性を踏まえ適切に対応。</li> <li>・破綻懸念先、実質破綻先、破綻先は原則与信を行わない。</li> </ul>
②資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、債務者の事業継続に必要な設備資金、運転資金に対応。</li> </ul>
③与信残高上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、過去の与信残高実績に照らし運営。</li> </ul>
④与信期間、担保・保証、適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分に留意し、適切に運営。</li> </ul>

## 2. 資金調達業務

資金調達力の安定・強化のために、顧客基盤の維持・拡充を最優先課題とし、顧客ニーズに合致した商品、サービス、ノウハウの提供並びに販売力、販売体制の整備・強化に努めるとともに、引き続き I R の徹底、情報の適時開示を行い、当行に対する理解と信頼を得るべく全力を傾注する。

また、資金調達にあたっては、市場動向・他行動向や競合商品の金利水準等を踏まえ、適切な運営を行う。

①債券、預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利等の条件は市場動向・他行動向や競合商品を踏まえ適切に設定。</li> <li>・仕組み預金は、顧客ニーズのあるものに限定。</li> </ul>
②インターバンク調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場実勢に見合った合理的な市場価格の範囲で実施。</li> </ul>
③貸付債権流動化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付債権の信用力、流動性等を踏まえた合理的な条件で実施。</li> </ul>

### 3. マーケット業務等

顧客基盤の維持に必要不可欠な業務に限定した保守的な運営を行う。

①対顧業務	・CD・CP、デリバティブ、為替、商品有価証券等の対顧取引及びそのカバー取引については、一定の数値ガイドラインの範囲内で顧客基盤の維持を目的として運営。
②自己トレーディング業務	・一定の数値ガイドラインの範囲内で必要最低限の取引に限定。
③ALM業務	・リスク中立を原則とし、市場の変化等に対しては、極力資産の悪化を招かないように運営。
④政策投資業務 (公社債、株式等)	・資産健全性・業務遂行上必要不可欠なものに限り保有。
⑤流動化・証券化等 業務	・当行の企業価値の維持・向上に必要と判断される業務は投資効率に十分留意し運営。

### 4. その他

①経費支出等	・業務遂行上必要不可欠な支出に限定し、抑制的に運営。
②法令遵守・倫理	・銀行法他関係法令・規則、再生のための行動準則を遵守。